

平成30年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会 がん登録・評価等部会 議事概要

- 1 日 時 平成31年3月14日（木） 14:00～15:30
- 2 場 所 健康福祉部会議室（岐阜県庁11階）
- 3 出席委員 永田 知里（岐阜大学大学院医学系研究科 教授）【部会長】
大野 康（岐阜大学医学部附属病院 がん情報センター長）
（林 力（岐阜市医師会 副会長）【欠席】）
小林 明人（小林法律事務所）
江口 聡子（市町村保健活動推進協議会保健師部会（岐阜市））
- 4 オブザーバー 中村 俊之（岐阜市保健所長）
- 5 事務局 稲葉健康福祉部次長兼保健医療課長、赤尾健康推進室長、井上技術課長補佐兼係長、小寺主事、小平専門職、杉山雇員
- 6 内容
 - 議題（1）岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会がん登録・評価等部会における個人情報の学識経験者の追加について
 - （2）平成29年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会がん登録・評価等部会議事報告
 - （3）岐阜県のがん登録－2015年（平成27年）次集計結果－について
 - （4）岐阜県がん登録情報活用事業について
 - （5）岐阜県がん登録データ情報提供について

7 主な検討事項及び方向性

【岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会がん登録・評価等部会における個人情報の学識経験者の追加について】

○全国がん登録である2016年症例が公表され、国では1月より情報提供が開始されており、各都道府県においても、来年度より情報提供を開始する。

○情報提供のためには、がん登録推進法の規定により、審議会にて情報提供の可否について審議することが必要であり、その構成員には個人情報の学識経験者が含まれていることが必要であるため、岐阜県弁護士会より推薦を受けた小林明人弁護士に委員として任用した。

○来年度から、当部会にて情報提供の可否の審議を行うにあたり、運営要領の所掌事務に情報提供に関する審議について追加した。

【岐阜県がん登録情報活用事業について】

- 専門的な視点からの助言を受け、精度の高いがん登録の実施をするため、来年度より都道府県がん診療連携拠点病院である岐阜大学医学部附属病院へ全国がん登録事業の委託を開始する。
- 委託後、情報提供に係る窓口は岐阜大学医学部附属病院に設置する岐阜県がん登録室となり、相談業務や申請書の受付を行う。
- 情報提供申出を行わなくても取得できる情報のリスト化を検討する。

【岐阜県がん登録データ情報提供について】

- がん登録データの情報提供の申し出ができるのは、県、市町村、病院、調査研究者の4者であり、このうち、病院については、当該病院が届け出した患者情報は、審議不要で情報提供を行う。
- 情報提供に係る要領として、「情報提供の利用規約」、「情報提供の審査の方向性」、「岐阜県がん登録事業情報提供事務処理要領」等を作成し、利用者の遵守すべきこと、審査する際の方向性、情報提供事務にかかる様式等を示し、今後県のHP等で公表する。
- 情報提供に係る手数料の徴収については、現在のところ徴収しないが、全国的な動きを確認しながら、検討していく。
- 病院への情報提供については、県が国立がん研究センターへ提出したデータから、他県の情報や住民異動確認調査等を通して改訂された情報についても提供できるか等詳細について確認を行う。